

手当格差の放置に  
要注意!!

中小企業・小規模事業者のための  
働き方改革推進支援セミナー

その諸手当、ボーナス、退職金、今のままで大丈夫？

# 「同一労働・同一賃金」について弁護士が解説 働き方改革対策セミナー

昨年、働き方改革法案が成立し、中小企業でも、正規社員とパートを含む非正規社員との給料格差を是正していくことが必要となってきています。昨年、非正規社員に諸手当が支払われていないことが違法とされた判決が出て、今年は、非正規社員にボーナスや退職金を支払わないことを違法とする判決も出ています。これらの判決を知らないまま対応を怠ると、思いもかけず裁判に巻き込まれる可能性があります。対応は今すぐにすべきなのか？どのように規定等を改定すればよいか？事例を見ながら、弁護士が具体的に解説いたします。

このような方はぜひご参加ください！

- 賃金規定等の、どの部分を変更すればいいのかわかりたい
- 働き方改革で、実際に何を变えるべきなのかわからず不安
- 非正規社員の、手当、ボーナス、退職金は、今のままで大丈夫かわかりたい
- 従業員への説明が必要な際の法的な留意点を知りたい
- 社員の採用・定着に必要な、賃金規定を知りたい

日時 令和元年 7 月 4 日 (木) 19:00~20:30

会場 羽生市民プラザ 2階 206号室

定員  
25名

参加費  
無料

講師 上野俊夫法律事務所 弁護士 上野俊夫

#### 【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。

一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了（労働法ゼミ）

#### 【所属】

・群馬弁護士会、館林商工会議所

#### 【講演歴】

・太田市役所  
・館林商工会議所後援自社セミナー  
・群馬県社会保険労務士会太田支部 等多数

#### 【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数



セミナーのお申込みは下記ご記入の上、FAXで送信ください FAX：048-561-1422

事業所名	参加者名
ご住所	
電話番号	FAX番号

【お問い合わせ先】 羽生市商工会工業部会 TEL：048-561-2134（担当：坂本・三幣）